

介護保険対応

主治医が訪問看護の必要を認めた方に、主治医の交付した訪問看護指示書及び訪問看護計画に基づき訪問看護を提供し、基本利用料並びにその他の使用料をお支払いいただきます。

利用者様に介護保険負担割合証の利用者負担の割合に応じてお支払いいただきます。公費負担などに当たる為、負担金のお支払いが無い場合もあります。

<基本利用料金について>

1) 看護師による訪問

①訪問看護 1 : 20 分未満	310 単位
②訪問看護 2 : 30 分未満	463 単位
③訪問看護 3 : 30 分以上－1 時間未満	814 単位
④訪問看護 4 : 1 時間以上－1 時間 30 分未満	1117 単位

・准看護師の場合 ×90%

2) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問（週 6 回まで）

① 20 分まで	302 単位
② 20 分以上 40 分まで	604 単位
③ 40 分以上 60 分まで	815 単位

※ 1 日に 3 回以上訪問を行う場合、1 回につき所定単位数の 90% を算定する

3) その他の加算

・初回加算	300 単位
・看護・介護職員連携強化加算	月 1 回 250 単位
・特別管理加算・特別な管理を有する御利用者 (カニューレやドレーン、留置カテーテル等使用している方、重症度の高い方)	月 1 回 500 単位
(その他の方) ※内容の詳細はお尋ね下さい	月 1 回 250 単位

・長時間訪問看護加算

特別管理加算の対象者に対して、1 回の時間が 1 時間 30 分を越える訪問看護
行った場合 1 回 300 単位

・緊急時訪問看護加算

御利用者又は御家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時
対応できる体制を希望される方 月 1 回 540 単位

・退院時共同指導加算

600 単位（初回加算同時不可）

・複数名訪問加算

同時に 2 人の職員が 1 人の利用者に対し訪問看護を行った場合

1 回（30 分未満）254 単位

1 回（30 分以上）402 単位

・ターミナルケア加算

月 1 回 2000 単位など

・看護体制強化加算

月 1 回 300 単位

* 詳細はお気軽にお尋ね下さい。

・夜間・早朝加算 18:00－22:00、6:00－8:00 25%加算

・深夜加算 22:00－6:00 50%加算

その他利用料

1、おむつ代等の消耗品は自己負担となります。

2、死後の処置料：10000 円